

公立大学法人滋賀県立大学の職員からの苦情相談に関する規程

平成 18 年 4 月 1 日
公立大学法人滋賀県立大学規程第 34 号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人滋賀県立大学職員就業規則（以下「職員就業規則」という。）第39条第2項、公立大学法人滋賀県立大学契約職員就業規則第39条第2項および公立大学法人滋賀県立大学非常勤職員就業規則第26条第2項の規定に基づき、職員（退職した職員を含む。次条および第4条第1項において同じ。）からの勤務条件その他の人事管理に関する苦情の申出および相談（当該職員に係るものに限る。以下「苦情相談」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(苦情相談)

第2条 職員は、理事長に対し、文書または口頭により苦情相談を行うことができる。ただし、退職した職員にあっては、次に掲げる苦情相談に限る。

(1) 退職に関する苦情相談

(2) 職員就業規則第24条の規定に基づく採用に関する苦情相談

(職員相談員)

第3条 理事長は、前条に規定する苦情相談の迅速かつ適切な処理を行わせるため、事務局の職員のうち、事務局長および苦情相談に係る問題の解決のために特に必要があると認める者を苦情相談を受けて処理する者（以下「職員相談員」という。）として指名する。

(事案の処理)

第4条 職員相談員は、苦情相談を行った職員（以下「申出人」という。）に対し、助言等を行うほか、関係当事者に対し、理事長の指揮監督のもとに、指導、あっせんその他の必要な措置を行うものとする。

2 理事長は、申出人が事案の処理の継続を求める場合において、当該事案に係る問題の解決の見込みがないと認めるときその他事案の処理を継続することが適当でないと認めるときは、当該事案の処理を打ち切るものとする。

3 事案に係る問題について、公立大学法人滋賀県立大学不服申立規程第4条第1項の規定による受理がされたときは、当該事案の処理は打ち切られたものとみなす。

(調査)

第5条 職員相談員は、申出人、当該申出人の所属長その他の関係者に対し、必要に応じて、事情聴取、照会その他の調査を行うことができる。

(記録の作成等)

第6条 職員相談員は、事案ごとにその概要および処理状況について記録を作成し、理事長に報告しなければならない。

(秘密の保持)

第7条 職員相談員その他の苦情相談に係る事務に従事する職員は、申出人の職および氏名、苦情相談の内容その他の苦情相談に関し職務上知ることのできた秘密を保持しなければならない。

(不利益取扱いの禁止)

第8条 理事長は、職員相談員に対して苦情相談を行ったこと、苦情相談に関し職員相談員が行う調査に協力したこと等に起因して、職員が職場において不利益を受けることがないように配慮しなければならない。

(委任)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が定める。

付 則

この規程は、平成１８年４月１日から施行する。